		Foreign Language	文字サイズ・色合い変更	音声読み上げ	
トップページ	くらし・環境	健康・福祉	しごと・産業	文化・教育	県政情報・統計
<u>トップページ</u> > <u>健康・福祉</u> > <u>医療</u> > <u>感染症対策</u> > <u>医療機関のかたへ</u> > <u>感染症発生届等関係</u> > 【医療機関向け】感染症の届出はオンラインでお願いします					

LINEで送る <u>Tweet</u> 印刷 ロ ページ番号:222386

【医療機関向け】感染症の届出はオンラインでお願いします

感染症サーベイランスシステムは、インターネットに接続できるパソコンのほか、スマートフォンやタブレットからもご利用いただけます。 入力情報は入力端末には残りませんので、既にお使いいただいている端末を使用いただくことも可能です。

感染症サーベイランスシステムでの届出には、アカウント(IDとパスワード)が必要です。

全数把握疾患の発生届の報告と、定点医療機関の週報・月報の報告では、別々のアカウントが必要となりますのでご注意ください。

- •1 アカウント発行申請
- 2 オンライン届出の方法について

1 アカウント発行申請

下の表を順番にご確認いただき、医療機関等を管轄する保健所に申請をお願いいたします。

(1)申請前の確認 事項	<u>利用規約(PDF:271KB)</u> 氧	 ● まず初めにお読みください。 ● 利用規約に同意いただけましたら、(2)申請に必要な様式をご確認ください。
(2)申請に必要な 様式	<u>システム利用申請様式(エ</u> <u>クセル:25KB)</u>	 ●様式をダウンロードし、必要事項を入力してください。 ●記載方法については記載要領(PDF:1,651KB) ■ご参照ください。 ●アカウント申請に必要な医療機関コード、中核市コード、保健所コードについては、医療機関コード一覧(エクセル:225KB) ■ご覧ください。
(3)申請書の提出 先・提出方法	医療機関等を管轄する保健 所に電子メールで送付	● 提出先メールアドレスは <u>こちらのリスト(エクセル:14KB)</u> ▶ ご確認くださ い。

さいたま市、川越市、越谷市、川口市に所在する医療機関については、それぞれの市にお問合せください。

2オンライン届出の方法について

感染症サーベイランスシステムを使用したオンラインの届出方法について、簡単に記載しました。 ログイン後、ホーム画面右上にある「ヘルプガイド」を押していただくと詳しいマニュアルを見ることができます。 感染症サーベイランスシステムのヘルプデスクへの連絡先も掲載されていますので、操作等でお困りの際はご確認ください。

ログイン方法

順番	参考画像	説明

手順1		<u>感染症サーベイランスシステムログイン画面</u> にアクセスをし てください。
手順2	感染症サーベイランスシステム 利用者ID パスワード ◆ <u>パスワードをお忘れの方はこちら</u> ログイン クリア	保健所から通知された利用者ID、パスワードを入力し、「ロ グイン」ボタンを押してください。 2回目以降にログインする際は、 手順5 で自分で考えたパスワ ードを入力してください。
手順3	感染症サーベイランスシステム 二要素認証 通知されたコードを入力してください 通知されたコード ユードを受け取れない方はこちら 認証 再送信	事前に申請したメール・SMS・電話のいずれかに、認証コー ドが届きます。 届いた認証コードを入力し、「認証ボタン」を押してくださ い。
手順4 (初回ログイン 時のみ)	パスワード変更通9 初期パスワードでログインされま 「パスワード変更」ボタンを押し	「パスワード変更」ボタンを押してください。
手順5 (初回ログイン 時のみ)	初期パスワード変更 パスワード変更情報	「新パスワード」「新パスワード(確認用)」に自分で考えた 新しいパスワードを入力してください。
手順6 (初回ログイン 時のみ)	初期パスワード変更 パスワード変更情報	「設定」ボタンを押してください。

全数把握疾患の届出方法

順番	参考画像	説明
手順 1	-	<u>ログイン方法</u> に従ってログインしてください。 定点に指定されている医療機関が全数報告する場合は、全数報告用のア カウントでログインしてください。





定点把握疾患の届出方法

手順	参考画像	説明		
手順1	-	<u>ログイン方法</u> に従って、定点報告用のアカウント でログインしてください。		
手順2	☆ ホーム 感染症発生動向調査 報告業務 定点報告 ログアウト ホーム お知らせ 一覧 お知らせ検索 現在、お知らせはありません。	ホーム画面左側のメニューの、「感染症発生動向調 査」の「報告業務」の「定点報告」を押してくだ さい。		
手順3	◆	以下を参考に該当するボタンを押してください。 • インフルエンザ/COVID-19定点、小児科定 点、眼科定点、基幹定点(週報)、基幹定点 (インフルエンザ入院)に指定されている場 合:「定点報告(週報)] • 性感染症定点、基幹定点(月報)に指定され ている場合:「定点報告(月報)] • 疑似症定点に指定されている場合:「定点報告 (疑似症)」		
手順4		新たに作成する週報又は月報の「定点種別」、「調 査期間」を選択し、「新規登録」ボタンを押してく ださい。		
次の手順5は指定されている定点の種類によって違います。 インフルエンザ/COVID-19定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点に指定されている場合は「 手順5a 」を、 基幹定点(週報・月報)に指定されている場合は「 手順5b 」を、 基幹定点(インフルエンザ入院)に指定されている場合は「 手順5c 」を、 疑似症定点に指定されている場合は「 手順5d 」をご覧ください。				
手順5a (インフルエンザ/COVI D-19定点、小児科定点、 眼科定点、性感染症定点 の場合)		発生件数等を入力して「合計計算」ボタンを押 し、「登録」ボタンを押してください。 ゼロ報告の場合は、何も入力せずに「登録」ボタ ンを押してください。		



関連リンク

• <u>感染症法に基づく医師の届出のお願い(厚生労働省)(別ウィンドウで開きます)</u>

お問い合わせ

医療機関の所在地を管轄する保健所へお問い合わせください。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか? ○1:役に立った ○2:ふつう ○3:役に立たなかった **このページの情報は見つけやすかったですか?**

○1:見つけやすかった ○2:ふつう ○3:見つけにくかった					
			送信		
	ページの先頭へ戻る				
サイトマップ	ウェブアクセシビリティ	プライバシーポリシー・免	責事項 著作権・リンクに [.]	ついて 関係機	関リンク集

埼玉県庁 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号:048-824-2111(代表)法人番号:1000020110001 県庁へのアクセス

 $\label{eq:copyright} Copyright @ Saitama \ Prefecture. \ All \ rights \ reserved.$